

報道関係各位（計 2 枚）

2021 年 6 月 25 日
株式会社インフォマート

「BtoB プラットフォーム 請求書」が
JIIMA の「電子取引ソフト法的要件認証制度」第 1 号認証を取得
～電子帳簿保存法第 10 条の法的要件を満たすサービスとして認証～

BtoB ビジネスを革新する信頼のリーディングカンパニーを目指す、株式会社インフォマート（本社：東京都港区 代表取締役社長：長尾 収、以下「当社」）は、当社が提供する請求書クラウドサービス「BtoB プラットフォーム 請求書」において、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「JIIMA」）が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」（以下「本認証」）を、本日 2021 年 6 月 25 日（金）付で第 1 号認証を取得したことをお知らせいたします。



令和2年改正法令基準

＜「電子取引ソフト法的要件認証」取得の背景＞

昨今の長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークニーズの増加や、2021 年度の税制改正での電子帳簿保存法的大幅な要件緩和、さらには 2023 年 10 月に施行されるインボイス制度への対応等から、請求書を電子化し業務の効率化やテレワークの実現に寄与する電子請求書サービスへの注目が集まっています。

当社が提供する「BtoB プラットフォーム 請求書」は、「発行する請求書」だけでなく「受け取る請求書」「支払金額の通知」等、多様な請求業務の電子データ化に対応可能な請求書クラウドサービスです。約 60 万社の企業にご利用いただいております、企業の業務効率化や DX 推進を後押ししております。

かねてより「BtoB プラットフォーム 請求書」は、電子帳簿保存法の適用要件に対応しておりましたが、本認証の取得により、サービス導入企業及び導入を検討している企業は、法的要件を個々にチェックする必要がなく、安心してサービスを導入いただけます。

当社は今後も、電子帳簿保存法及びインボイス制度に適用したクラウドサービスとして、企業の業務効率化や働き方改革の実現、DX 推進を支援、後押ししてまいります。

< 「電子取引ソフト法的要件認証制度」とは >

国税関係書類をコンピュータで作成し電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法第 10 条の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証するものです。

■「電子取引ソフト法的要件認証制度」の詳細（JIIMA 公式 HP）

<https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denshitorihiki/>

■「電子取引ソフト法的要件認証制度」認証製品一覧（JIIMA 公式 HP）

<https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denshitorihiki/list/>

■JIIMA 認証情報リスト（国税庁公式 HP）

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/pdf/JIIMA_list_4.pdf

< 会社概要 >

【インフォマート】

1	会社名	株式会社インフォマート（東証一部：2492）
2	代表者	代表取締役社長 長尾 収
3	本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
4	設立	1998年2月13日
5	資本金	32億1,251万円
6	事業内容	BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営
7	従業員数	595 名（2021 年 3 月末現在）
8	URL	https://www.infomart.co.jp/

【本リリースに関する報道関係者様のお問い合わせ先】

株式会社インフォマート
広報・社会貢献部 平田・矢内・亀田 E-mail : im-pr@infomart.co.jp